

## 指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘重要事項説明書

### 介護予防指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘重要事項説明書

(介護予防) 指定短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、当事業者がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

#### 1. 目的及び基本方針

##### (1) 目的

適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

##### (2) 基本方針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

#### 2. 事業所の概要

施設名称	指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘				
所在地	〒999-4111 山形県北村山郡大石田町大字大石田甲574番地				
	電話番号	0237-35-2126			
管理者	芳賀 忍				
利用定員	7名				
指定番号等	指定短期入所生活介護事業 0672400108				

#### 3. 事業所の職員体制

職名	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	従事するサービスの種類及び業務
施設長（管理者）		1			施設全体の管理監督
医師（嘱託医）			1		診察、健康管理及び療養の指導
事務部長		1			施設長不在時の代行
生活相談員		1			施設内外の連絡調整、生活相談、機能訓練補助
看護職員		1			健康や衛生管理、医師の指示による医療行為等
介護職員 1ユニット7名	3		1		日常生活介護全般、機能訓練の補助
機能訓練指導員 (看護職員が兼務)		1			機能訓練に関する事
事務職員		3			庶務及び会計事務

#### 4. 事業所の設備の概要

<ユニット型>

建物 鉄筋コンクリート造り平屋建て 定員 1ユニット 7名  
 居室 個室 7室 (13.25m<sup>2</sup>~13.45m<sup>2</sup>)  
 医務室 1室  
 浴室 特殊浴槽 2槽

#### 5. サービスの内容

提供するサービスの内容は次のとおりです。

サービス	内 容
①居室	ユニット型個室
②食事	朝食 午前 7:45~午前 8:30 昼食 午前 11:45~午後 12:45 夕食 午後 6:00~午後 6:45 原則として食堂でお召し上がりいただきますが、希望により食事の開始時間及び場所を選択することができます。
③入浴	週に2回入浴していただきます。身体状態に応じて、特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿って次の介護を行います。着替え、食事、排泄の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等を行います。
⑤機能訓練	状態に応じて機能訓練を行います。
⑥生活相談	生活相談員に介護以外の日常生活に関する事を含め相談できます。
⑦社会生活上の便宜	・月1回以上の利用者交流会等の行事を行います。行事によっては別途費用が発生する場合があります。 ・行政機関に対する手続きの代行を当施設で受け付けます。手続きにかかる費用はその都度行政機関にお支払いください。
⑧理美容サービス	理容 每月1回、月曜日に大石田町理容組合が当施設に来荘します。料金は1回あたり2,500円になります。直接、大石田町理容組合にお支払いください。 ※令和7年10月より、代金は1回あたり3,000円に変更となります。 美容 ご利用を希望する時、職員に申し出てください。近隣の美容室を紹介します。 料金は直接美容室にお支払いください。
⑨日常生活品購入代行	介護以外の日常生活品の購入代行を当施設に申し込むことができます。原則として、購入代金を添えてお申し込みください。(代行手数料は無料)

#### 6. サービスの利用料金

サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示の額）によるものとします。又、法定代理受領サービスを提供している場合には、サービス利用料から介護保険給付金額を除いた金額（自己負担額）と滞在費・食費の合計金額の支払っていただきます。なお、滞在費と食費で負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

##### (1) 要支援、要介護度別の利用料

(1日あたり) 単位:円

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
1割負担	529	656	704	772	847	918	987
2割負担	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
3割負担	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

連続 31 日以上介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護を利用した場合 (1 日あたり) 単位:円

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	5,030	6,230	6,740	7,420	8,170	8,880	9,570
1割負担	503	623	674	742	817	888	957
2割負担	1,006	1,246	1,348	1,484	1,634	1,776	1,914
3割負担	1,509	1,869	2,022	2,226	2,451	2,664	2,871

連続 61 日以上短期入所生活介護を利用した場合 (1 日あたり) 単位:円

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
1割負担	670	740	815	886	955
2割負担	1,340	1,480	1,630	1,772	1,910
3割負担	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865

## (2) 滞在費及び食費

(1 日あたり) 単位:円

		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	要件
滞在費 ユニット型個室		880	880	1,370	1,370	2,066	1段階 生活保護受給者 2段階 市町村民税非課税 年間の取得額が 80.9万以下
食費	朝	300	600	1,000	1,300	401	3段階 市町村民税非課税 年間の取得額が ①80.9万円超 ②120万円未満 ②120万円超
	昼					522	
	夕					522	4段階 上記以外

※【2段階・3段階①・3段階②の対象者については、上記の要件と下記の預貯金等の合計が該当した方となります。】

2段階 預貯金等の合計が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円) 以下

3段階① 預貯金等の合計が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円) 以下

3段階② 預貯金等の合計が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円) 以下

## (3) 各種加算及び算定条件

(1 日あたり) 単位:円

	基本料金	1割	2割	3割	算定条件
サービス提供体制強化加算 (II)	180	18	36	54	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が 6 割以上です。
療養食加算 (1食あたり)	80	8	16	24	疾病治療の直接の手段として、医師の食事箋に基づき食事を提供した場合です。
介護職員等処遇改善加算 (I)					1ヶ月の利用料と加算の合計に 14 % を乗じた金額です。
送迎加算	1,840	184	368	552	片道の金額です。

## (4) サービスの利用料、滞在費と食費の支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求を行いますので、現金又は金融機関の口座振込、振替により 5 日以内にお支払いください。

## (5) その他の費用

①理容代・美容代	支払方法は5の⑧参照。
②日常生活品購入	支払方法は5の⑨参照。
③通常の送迎地域外の送迎費	通常の送迎地域を越えた地点から、1km 40円が加算となります。 通常の送迎地域とは、大石田町、尾花沢市全域とします。
④その他	行事によっては、自己負担が伴う場合があります。

## 7. サービス利用にあたっての留意事項

面会	面会時間は、午前9時から午後5時までとなっております。状況に応じて変更させていただく場合があります。面会者カードの記入をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊届をご記入の上、実施してください。
飲酒・喫煙	酒類の持ち込みはご遠慮ください。敷地内禁煙となっております。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
食物・所持品の持ち込み	生物や可燃物、刃物等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。 お菓子などや所持品を持ち込んだ時には介護職員に申し出てください。
施設外での受診	当施設の嘱託医の指示による受診には、施設職員が付き添います。
ペット	施設内へのペットの入室は、ご遠慮ください。
宗教活動 政治活動	施設内での他の利用者及び職員等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 8. 緊急時等における対応方法

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにかかりつけ医又は当施設の嘱託医（協力病院）、担当の介護支援専門員等に連絡するなどの必要な措置を講ずる他、別紙に定める緊急連絡先のいずれかに連絡します。

## 9. 協力病院

医療機関名	清治医院	診療科目	内科・消化器科
住 所	山形県尾花沢市上町6丁目3-15	電話番号	0237-23-2125
医療機関名	吾妻歯科クリニック	診療科目	歯科
住 所	山形県北村山郡大石田町駅前通り6-1	電話番号	0237-35-6480

## 10. 非常災害対策

防災設備	自動火災通報装置 非常放送設備 誘導灯設備 ガス漏れ報知器 屋内消火栓 スプリンクラー設備 屋内消火器 防火扉 非常用電源 救助袋（垂直式） カーテン及び寝具は防炎性のあるものを使用しています。		
避難訓練	年6回実施	防火管理者	押切順也

## 11. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生において、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施できる体制を整えます。

## 12. 事故発生時等における対応方法

事故が発生した場合の対応や改善策の検討、事故発生の防止又はその再発を防止するための委員会の開催及び職員への周知と定期的な研修を行います。

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県と市町村、居宅介護支援事業者、利用者の家族に連絡を行う等必要な措置を行います。なお、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

### 1 3. 身体拘束の廃止

- (1) 施設サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護する為、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他行動を抑制する行為を行いません。
- (2) 身体拘束を行うときは、利用者又は家族に身体拘束に関する説明を行い、同意を得るものとします。身体拘束の方法、時間帯、心身の状況、緊急やむ得ない理由を記録します。
- (3) 身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の開催や指針の整備、職員の研修を行います。

### 1 4. 虐待防止に関する事項

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置し、定期的な委員会の開催と職員への周知、指針の整備と虐待防止の啓発と普及するための研修を行います。虐待を発見した場合、速やかに市町村、(介護予防) 居宅介護支援事業者に報告します。

### 1 5. 衛生管理

事業所において感染症又は食中毒が発生した場合、まん延を予防する取り組みとして、定期的な委員会の開催や指針の整備、職員の研修と訓練を行います。

サービス提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意していきます。

### 1 6. ハラスメントに関する事項

利用者からのハラスメントはサービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によってはサービスの提供を中止させていただく場合があります。

- (1) 性的な話をする。必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為。
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする。理不尽なサービスを要求するなどの精神的な暴力。
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力。
- (4) 職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てるなど。

### 1 7. 苦情の処理

- (1) 苦情や相談の受付窓口

苦情受付担当者	指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘（特別養護老人ホーム第二仁風荘内） 生活相談員 矢萩好彦	
電話番号等	電話 0237-35-2126 FAX 0237-35-2127	
受付時間	事業所内における面接による場合 午前10時～午後4時（土、日、祝祭日を除く） 電話による場合 午前10時～午後4時（土、日、祝祭日を除く） FAXによる場合 24時間	

- (2) 上記の事業所以外に、保険者である市町村と山形県国民健康保険団体連合会に苦情や相談をすることができます。窓口については以下のとおりです。

大石田町保健福祉課介護保険係	999-4111 北村山郡大石田町緑町1番地	TEL 0237-35-2111 FAX 0237-35-2118
尾花沢市福祉課高齢者福祉係	999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号	TEL 0237-22-1111 FAX 0237-23-3004
山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課	991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地	TEL 0237-87-8003 FAX 0237-83-3354

- (3) 苦情の処理概要（社会福祉法人敬天会苦情解決規程に基づいて苦情の解決にあたる）

苦情受付担当者は、苦情の受付から解決・改善までの経過及び結果を書面に記録します。

苦情解決責任者（管理者）は苦情申出人との話し合いにより、速やかに解決できるよう努めます。苦情申出人は、第三者委員による立ち会い、調整、助言を要請できます。

社会福祉法人敬天会苦情解決規程に基づいて苦情を解決できない時には、苦情解決責任者は苦情申出人に対して山形県サービス運営適正化委員会を紹介します。

## 18. 当事業者の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人敬天会	社会福祉法人
代表者役職・氏名	理事長	遠藤史夫
本部所在地	〒999-4111	山形県北村郡大石田町大字大石田甲574番地 電話番号 0237-35-2126 FAX番号 0237-35-2127

## 19. 送迎を実施できない日

日曜日、8月13日、8月16日、12月29日から1月3日としますが、随時相談に応じます。

## 20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
評価結果の開示状況	なし

令和 年 月 日

(介護予防) 指定短期入所生活介護の利用にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

## 事業所

所在地 〒999-4111  
山形県北村郡大石田町大字大石田甲574番地  
名 称 指定短期入所生活介護事業所第二仁風荘

説明者 生活相談員 矢萩好彦 印

私は、(介護予防) 指定短期入所生活介護事業の利用にあたり、本書面により事業者から重要事項の説明を受け同意した上で受領しました。

## 利 用 者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 説明を受け受領した人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 印 \_\_\_\_\_

続柄 (利用者から見た) \_\_\_\_\_